

大分県報

令和四年
第三七〇号
十二月二十三日

（金曜日）

目次

告示

- 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）……………一
指定予定保安林……………一
指定施業要件変更予定保安林……………一
道路区域の変更（三件）……………二
道路の供用開始……………三

〇告 示

大分県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

地区名	縦覧期間	縦覧場所
豊後大野西部二期地区	令四・一二・二三から 令五・一・一二まで	豊後大野市役所

大分県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

令和四年十二月二十三日

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字古後字野平四一五七番、四一五八番、四一五八番二、四一七〇番、四三〇番、四三一二番、四三一四番一、四三四七番、四三四八番一、四三四八番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。
令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

- 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
別府市大字東山字西浦野三五六九番三（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

大分県報（告示）

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年十二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 県道庄内久住線	区間 竹田市直入町大字下田北字長迫三三九番一から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四四番六まで	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル 二四・六 七・五	延長 メートル 九〇・〇	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	前			
		B	B			
		二三・〇 八・一	二三・〇 八・一			
		一二〇・〇	一二〇・〇			

- 大分県告示第五百十号
- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
- その関係図面は、令和四年十二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 県道庄内久住線	区間 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四六番五から竹田市直入町大字下田北字浦山三〇〇番五まで	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル 四八・九 二〇・六	延長 メートル 二五〇・〇	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	前			
		B	A			
		一三・七 八・一	四四・二 一九・〇			
		九〇・〇	六〇・〇			

大分県告示第五百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年十二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名 県道庄内久住線	区間 竹田市直入町大字下田北字浦山三一〇〇番四地内	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル 四四・二 一九・〇	延長 メートル 六〇・〇	備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		前	後			
		A	B			
		四四・二 一九・〇	一三・七 八・一			
		六〇・〇	九〇・〇			

竹田市直入町大字下田北 字浦山三〇六三番一 địa 先 内	後	B	一三・七 八・一	九〇・〇	う。
-------------------------------------	---	---	-------------	------	----

大分県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年十二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和四年十二月二十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道宇佐本耶馬溪線	宇佐市大字江須賀字ヲンタイ二一七六番一から 宇佐市大字江須賀字末金一九八七まで	令四・一二・二三

令和四年十二月二十三日

大分県報（告示）